

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社一栄
(2) 代表者氏名 代表取締役 中村 一栄
(3) 住所 宇部市小松原町一丁目 6 番 2 2 号

2 指名停止措置期間 令和 6 年 1 2 月 2 0 日 ～ 令和 7 年 3 月 1 9 日 (3 か月)

3 事案の概要

令和 6 年 1 1 月 1 日に宇部市において執行した、処理場・ポンプ場コンデンサ購入の入札について、落札したにも関わらず、契約締結を辞退した。

4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表 1 9（契約締結拒否）に該当する。

< 指名停止等措置要領別表 1 9 >

措 置 条 件	期 間
(契約締結拒否) 19 市が発注する物品の調達等又は業務委託において、落札（随意契約を含む。）したにも関わらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	処分を決定した日から 3 か月以上 9 か月以内